

武蔵野美術大学被災学生に対する学費減免等取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、災害救助法の適用された災害により被災した学生に対して、入学金、施設費、授業料、実習費及び維持費(以下「学費」という。)の減免等を行うことによつて、経済的負担を軽減し、修学の継続を支援することを目的とする。

(対象学生)

第2条 減免等の対象となる学生は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震または同年3月12日に発生した長野県北部の地震により災害救助法が適用された市町村（帰宅困難者対応に伴い同法が適用された東京都を除く。）に学費負担者が居住する者
- (2) 災害救助法が適用された市町村に学費負担者が居住する者

(選考基準及び減免額)

第3条 次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める基準により学費の減免等を行う。

(1) 当該年度新入生

- ア 学費負担者死亡又は学費負担者が収入の方途を絶たれた場合
当該年度学費全額の免除
- イ 学費負担者の家屋崩壊、長期避難又は何らかの被害を受けた場合
被害の程度に応じ、当該年度学費半額の免除、または当該年度学費延納の許可

(2) 当該年度在学学生

- ア 学費負担者が収入の方途を断たれて家計の回復が見込めず、修学を継続することが困難な場合
家計状況に応じ、当該年度学費全額又は半額の免除
- イ 学費負担者の家屋崩壊、長期避難又は何らかの被害を受け、家計の回復が見込めず、修学を継続することが困難な場合
家計状況に応じ、当該年度学費半額の免除又は当該年度学費延納の許可

2 前項の規定は、学費負担者の収入が、給与所得者である場合は841万円以下、給与所得者以外である場合は355万円以下である者に限り、適用する。

3 第1項に定める減免額は、国による修学支援制度が適用される者の場合、当該支援制度との差額を減免額とする。

(減免期間)

第4条 減免期間は、当該年度1か年とする。ただし、次年度以降、再申請することを妨げない。

(提出書類)

第5条 減免等を希望する学生は、指定された期日までに、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 学費減免等願
- (2) 被害の程度を証明する公的機関の発行する書類や資料等
- (3) 前年の家計状況を証明する公的機関の発行する書類

(審査決定及び通知)

第6条 減免等に関する審査は、学費減免等採用審査会において行い、その結果に基づき、学長が決定する。

2 審査の結果は、本人及び保証人に通知する。

(学費の納入方法)

第7条 減免された学費の納入方法は別に定める。

(認定の取消し)

第8条 減免等の認定を受けた学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は減免等の認定を取り消すことができる。

- (1) 退学により学籍を失った場合
- (2) 懲戒処分を受け、その状況が重いと認められた場合
- (3) その他取消しに相当すると認められた場合

2 取消しに関する審査は、学費減免等採用審査会において行う。

(減免した学費の返還)

第9条 前条により学費減免の認定を取り消されたときは、学長は既に減免した学費を返還させることができる。

(事務所管)

第10条 この要領に関する事務は、教務チームの所管とする。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。